

成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書

(宛先) 奈良市長

次のとおり、奈良市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、報酬助成決定（不決定）の審査に当たり、本人及び世帯員の収入の状況等を関係機関に対し、調査、閲覧及び利用されることに同意します。

申請日	年 月 日			
本人 (成年被後見人等)	ふりがな 氏 名		後見等の類型	後見 ・ 保佐 ・ 補助
	生年月日	年 月 日	電話番号	()
	住 所	〒 -		
	施設入所等 の場合の住 所・施設名	〒 -		
代理人 (成年後見人等)	ふりがな 氏 名		電話番号	()
	住 所	〒 -		
	職業・本人 との関係	専門職 (弁護士 ・ 司法書士 ・ 社会福祉士 ・ 行政書士) その他 () <input type="checkbox"/> 成年被後見人等と4親等内の親族又は配偶者ではない		
申請資格 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者 (受給開始日： 年 月 日～) <input type="checkbox"/> 中国残留邦人等支援給付の受給者 <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯かつ預貯金等の状況から報酬を負担することが困難である者 <input type="checkbox"/> 他の市町村で報酬助成を受けていない者			
申請額	円	これ以前の 本制度利用 申請の有無	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日付 決定 ・ 不決定) <input type="checkbox"/> 無	
報酬付与 対象期間	<input type="checkbox"/> 就任日 年 月 日 から 年 月 日 まで <input type="checkbox"/> 年 月 日 から 終了の日			

- (注) 1 成年被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人及び被補助人のことをいう。
 2 成年後見人等とは、成年後見人、保佐人及び補助人のことをいう。
 3 要綱第10条第2項に規定する成年被後見人等が死亡した場合は、「成年後見人等」とあるのは「成年後見人等又は後見監督人等」と、「代理人」とあるのは「申請者」と、「職業・申請者との関係」とあるのは「職業・成年被後見人等との関係」と読み替えるものとする。

- 【添付書類チェックリスト】※各種公的書類は3箇月以内に取得したもの
 報酬付与審判書謄本の写し 報酬付与審判申立書及び添付書類一式の写し
 預金通帳等の写し [報酬付与対象期間から申請日までの期間における出入金履歴の記載があるものに限る。]
 登記事項証明書 (写し可)
 (生活保護受給者の場合) 生活保護受給証明書
 (中国残留邦人等支援給付受給者の場合) 本人確認証の写し
 (生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者以外の場合) 預金証書、有価証券等の写し
 その他奈良市が報酬助成の審査に必要と認める書類